

令和7年第5回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和7年12月3日(水)

招集場所 野辺地町議会議場

開会(開議) 令和7年12月5日(金)午前9時30分

出席議員(11名)

1番	横 浜 睦 成	2番	高 沢 陽 子
3番	木 戸 忠 勝	4番	村 中 玲 子
6番	戸 澤 栄	7番	古 林 輝 信
8番	中 谷 謙 一	9番	野 坂 充
10番	大 湊 敏 行	11番	赤 垣 義 憲
12番	岡 山 義 廣		

欠席議員(1名)

5番 五十嵐 勝 弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	長 根 一 彦
総 務 課 長	長	高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長	長	西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長	長	木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長	長	上 野 義 孝
町 民 課 長	長	富 吉 卓 弥

介護・福祉課長	飯田貴子
健康づくり課長	木明修
建設水道課長	五十嵐洋介
建設水道課調整監	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	玉山順一
中央公民館長兼図書館長	二木智徳
兼歴史民俗資料館長	
代表監査委員	駒井広
総務課長補佐	七島良嘉
総務課主幹	四戸俊彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局主幹	濱中太一

議事日程（第3号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第55号 | 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議案第56号 | 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第57号 | 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第58号 | 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第59号 | 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第60号 | 野辺地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案 |
| 日程第7 | 議案第61号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 日程第8 | 議案第62号 | 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第9 | 議案第63号 | 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第64号 | 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第65号 | 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第12 | 議案第66号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について |
| 日程第13 | 議案第67号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第14 | 議案第68号 | 野辺地町教育委員会委員の任命の件 |
| 日程第15 | 議案第69号 | 野辺地町教育委員会委員の任命の件 |
| 日程第16 | 発委第10号 | 野辺地町議会ハラスメント防止条例案 |
| 日程第17 | | 議員のハラスメント防止に関する調査の件 |

- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める動議

町長の提出議案 な し

議会の提出議案

発委第10号 野辺地町議会ハラスメント防止条例案

会議に付した議案

- 議案第55号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第56号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 野辺地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第61号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第62号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第64号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第65号 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第66号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第67号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 議案第68号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

議案第69号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

発委第10号 野辺地町議会ハラスメント防止条例案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

本日は、五十嵐議員から欠席届を受理しております。

（午前 9時30分）

◎議案第55号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案第55号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） おはようございます。議案第55号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,800万円を追加し、予算の総額を80億7,400万円としました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の11ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、2項3目1節塵芥処理手数料の廃棄物処理手数料は、ごみ袋販売量の増加に伴い、350万円を増額いたしました。

14款国庫支出金、1項1目3節障害者福祉費負担金の更生医療費は、対象者の入院や通院による公費負担が増加していることにより、587万5,000円を追加いたしました。

2項国庫補助金、1目2節地方創生臨時交付金は、国の令和7年度予備費使用を5月27日に閣議決定したことに伴う追加交付決定によるもの867万6,000円を、また定額減税不足額給付によるものとして1,544万5,000円を追加いたしました。これは、今回11月28日に閣議決定された令和7年度の国の補正予算の限度額などの通知の前に、今まで交付決定を受けている分を計上してしまうという整理になります。次の防災・安全交付金は、洪水ハザードマップの改定に伴うもので、133万3,000円を追加いたしました。3目1節保健衛生費補助金は、予防接種法に基づく定期接種に関わるマイナンバー情報連携体制の整備に伴うシステム改修分で25万1,000円を追加いたしました。

12ページに参りまして、3項2目1節国民年金事務費委託金は、国民年金事務システムの税制改正対応に関わる交付金で、44万円を追加いたしました。

15款県支出金、1項1目4節障害者福祉費負担金は、11ページの国庫負担金と同様の県負担分で293万7,000円を追加いたしました。

2 項県補助金、1 目 6 節水害リスク情報整備推進事業費補助金は、前の11ページで説明しました国庫負担金、洪水ハザードマップ作成事業費に関わる、こちらは県負担分で133万3,000円を追加いたしました。2 目 2 節老人福祉費補助金は、町内の介護施設において介護ロボットや I C T の導入、外国人人材の定着を支援する事業への補助金で、合わせて956万円を追加いたしました。

13ページをお願いいたします。16款財産収入、1 項 2 目 1 節利子及び配当金は、金利の上昇により、基金への積立て利子の予算に不足が生じたことから、合わせて93万7,000円追加いたしました。

17款寄附金、1 項 2 目 1 節指定寄附金は、合わせて806万8,000円追加いたしました。

18款繰入金、2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は、財源調整によるもので、1,214万7,000円追加いたしました。2 目 1 節減債基金繰入金は、繰上償還に充てる繰入れとして974万2,000円を追加いたしました。6 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金は、寄附者の意向に沿う事業に充てるため135万円追加いたしました。

14ページに参りまして、20款諸収入、5 項 3 目 1 節過年度収入は、児童手当費の国庫負担金及び県負担金の追加交付によるもので、合わせて101万7,000円追加いたしました。2 節雑入は、北部上北広域事務組合の令和 6 年度精算金で2,435万8,000円を追加いたしました。

21款町債、1 項 7 目 1 節教育債は、有戸地区学習等供用センター改修事業の事業完了によるもので、50万円減額いたしました。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。歳出予算全般について、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定などによる職員給与等の増減分を計上しておりますが、各項目における説明は割愛させていただきます。

内容といたしましては、一般職員及び会計年度任用職員の月例給の引上げのほか、特別職、議員の皆様を含めた期末手当の給与改定などで、総額3,837万4,000円を増額いたしました。また、一部事務組合負担金についても、特に説明をしない場合は、それぞれの組合の職員人件費だけを補正しているものになりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、16ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費の11節役務費は、郵便料金の年間支出額に不足が生じる見込みであることから、65万4,000円を追加いたしました。4 目財産管理費の10節需用費は、庁舎の維持管理に伴う消耗品費が不足見込みであることから、20万6,000円を追加いたしました。17節備品購入費は、庁舎における屋外ごみの集積場所の整備のため、ごみ保管庫購入費182万3,000円を追加いたしました。

17ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項12目定額減税補足給付金（不足額給付）事業費は、前回までの国庫補助金の交付決定分を充当したことによる財源補正です。

2 項 2 目10節需用費は、自治体情報システムの標準化により、納付書の様式が変更になることに伴う印刷製本費として6万7,000円を追加いたしました。

18ページへ参りまして、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節使用料及び賃借料は、自治体情報システムの標準化により火葬許可書が休日も含めて戸籍システムで対応することになったため、クラウドの追加利用契約を行う費用として4万4,000円を追加いたしました。

7項3目防災諸費、10節需用費は、避難所となる中央公民館に設置している半固定移動局のバッテリーに交換の必要が生じたことと、屋外拡声子局が支障木により破損した修繕料として10万8,000円を追加いたしました。12節委託料は、洪水ハザードマップの改定に関わる作成費用として474万1,000円を追加いたしました。これは、県が今年度の国の補正予算を活用して洪水浸水想定区域の指定を行おうとしている事業の一環で、指定後速やかに周知できるように計上いたします。なお、本業務は令和8年度へ繰越しして実施するものです。

19ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金の保険基盤安定1,255万5,000円と国保財政安定化支援事業217万7,000円の減額は、今年度の算定結果による調整です。4目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金は、町内の介護施設において介護ロボットやICTの導入、外国人人材の定着を支援する事業への補助金として、合わせて976万円を追加いたしました。7目障害福祉対策費、19節扶助費は、対象者の入院や通院による公費負担が増加している更生医療給付費に1,175万円を追加いたしました。

20ページに参りまして、10目国民年金事務費、12節委託料は、国民年金事務システムの税制改正対応に関わる改修費で、44万円を追加いたしました。

21ページをお願いいたします。2項2目児童保育費、22節償還金、利子及び割引料は、児童手当法改正によるシステム改修費の実績により返還が生じたもので、83万2,000円を追加いたしました。

22ページへ参りまして、4款衛生費、1項3目母子衛生費、22節償還金、利子及び割引料は、令和6年度未熟児養育医療費国庫負担金の実績に基づく返還金で7万9,000円を追加いたしました。

2項2目塵芥処理費は、ごみ袋販売手数料が350万円増加することに関わる一般財源から特定財源への財源補正です。3目ごみ減量化促進対策事業費、12節委託料は、ごみ袋の販売量増加による委託料の増額として29万9,000円を追加いたしました。

24ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、10節需用費は、鳥獣対策被害防止に関わる看板やわな、誘導用の餌などの購入費として10万円を追加いたしました。18節負担金、補助及び交付金は、町内農業者の経営支援のための農作業機械の修繕に関わる補助金になりますが、当初予算で8件の申請を見込んで80万円計上しておりましたが、これを超える申請見込みとなっていることから、50万円追加するものです。

26ページをお願いいたします。8款土木費、3項1目河川管理費、21節補償、補填及び賠償金3万6,000円は、御手洗瀬川河川改修工事において支障となる立木の補償費です。

6項1目住宅管理費、10節需用費の印刷製本費2,000円は、自治体情報システムの標準化により納

付書の様式が変更となることに伴う追加です。

27ページをお願いいたします。9款消防費、1項2目非常備消防費、7節報償費は、消防団員等の表彰対象者が当初より多くなる見込みとなり、2万4,000円を追加いたしました。

28ページに参りまして、10款教育費、1項2目事務局費、17節備品購入費のパソコン16万2,000円は、教育相談室で使用している2台を、中古のものになりますが、買換えするものです。

29ページをお願いいたします。3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金の資格取得費は、中学生の英検、数検、漢検の受験検定料の2分の1を補助するものですが、補助制度がなかった昨年度に比べて受験者数が増えているため、19万8,000円を追加するものです。

31ページをお願いいたします。4項8目有戸地区学習等供用センター費、12節、外部建具改修工事設計業務は、同時期に行った外壁塗装改修工事の設計と一緒に実施し、こちらの設計業務が不要となり業務完了しましたので、48万1,000円を減額するものです。

32ページに参りまして、5項1目保健体育総務費、11節役務費のクリーニング代1万3,000円は、これまで依頼していた社会福祉法人がクリーニング業務を停止し、他の業者に依頼することとしましたが、費用に不足が見込まれるため追加するものです。3目体育館費、10節需用費の修繕料5万1,000円は、町立体育館の非常用誘導灯を交換するものです。5目サンビレッジのへじ費、10節需用費の燃料費は、年度末までのA重油の発注見込み量から不足が見込まれる分の108万円を追加するものです。2つ下にある修繕料31万2,000円は、腐食で漏水しているプール昇温用熱交配管を交換するため追加しました。

33ページをお願いいたします。12款公債費、1項の1目元金と2目利子に計上した償還金、合わせて974万3,000円は、青森みちのく銀行から平成31年度に借りていた地方債が5年を経過し、利率見直しの時期となり、金融機関から提示された利率が0.46%から1.398%へと1%近く引上げとなりましたので、将来の利息負担軽減の観点から、ここで繰上償還をすることといたしました。今回は増加となりますが、来年度以降の償還金は減少いたします。

13款諸支出金、1項基金費のそれぞれの基金に追加した24節積立金は、主に金融機関の金利上昇に対応した発生利子分を積立てするための措置になります。

34ページに参りまして、5目ふるさとづくり基金費については、金利上昇分だけではなく、歳入で説明しました寄附金を積立てするものが含まれております。

それでは、6ページにお戻り願います。6ページの第2表、繰越明許費補正は、追加が1件であります。2款総務費、7項安全安心まちづくり対策費の洪水ハザードマップ作成業務は、事業の完了が今年度中に間に合わない見込みであることから、繰越しするものであります。

7ページに参りまして、第3表、債務負担行為補正は、広報のへじ印刷製本業務など、追加が9件であります。令和8年度当初から業務を開始するため、令和7年度中に契約行為を行い、滞りな

く業務を進めるため追加するものです。

8ページをお願いいたします。第4表、地方債補正であります。限度額の変更が1件であります。有戸地区学習等供用センター改修事業は、歳出でご説明したように、設計業務が一部不要となり完了しましたので、それに合わせて限度額を50万円引き下げます。

以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 7ページの債務負担行為補正の漁業災害経営資金利子補給費とあるのですけれども、これはタイの食害とか高水温被害のための項目だと思うのですけれども、これは自然災害によって被害を受けた漁業者が経営の安定や再建のために借り入れた資金の利子負担を軽減するための補助金だと思いますが……

○議長（岡山義廣君） 木戸君、今歳入歳出の質疑ですから……。

○3番（木戸忠勝君） これは違うのですか。

○議長（岡山義廣君） 違います。7ページですよ。

○3番（木戸忠勝君） 7ページです。これ説明をしたのですよ。

○議長（岡山義廣君） それは後になります。

○3番（木戸忠勝君） さっき説明しても、後になるのですか。

○議長（岡山義廣君） なります。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 19ページの施設開設、先ほど説明あった外国人労働者というのがありましたけれども、介護に携わっている外国人の方は何名ほどいるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

現在当町の中に位置する介護保険事業所及び介護保険等に類する事業所で外国人の方を任用している事業所は2か所であると把握しておりまして、1か所当たり大体5人から10人の間の人数だと把握しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 同じく19ページの同じところなのですが、介護ロボットは何台ぐらい使っているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

この補助金の名称が介護ロボット・ICT導入という名称がついておりますが、今回の補助金を申請する事業所につきましては、ICTの導入等を検討しているようでありまして、申請がこれからになりますので、町ではまだその事業内容について把握してはいたないのですけれども、今回は介護ロボットにつきましてはの申請ではございません。町内で介護ロボットを活用している事業所があるかどうかは町のほうでは把握はしてはいたないのですが、情報等は入っておりませんので、はっきりしたところは分かりません。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11ページです。国庫支出金の2節地方創生臨時交付金、推奨事業メニュー分と低所得世帯支援枠及びと書いてあるのですが、これの使い道を説明いただいたのかもしれませんが、ちょっとしっかり把握できなかったのもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

上のほうの867万6,000円のところについては、国の7年度予備費の活用ということで追加交付が来ましたが、こちらは町のほうで地域振興券として1人5,000円ずつ券を配りました。こちらのほうの費用に充当することとして、国のほうから内示をいただいていた。

後段のほうについては、所得のほうで不足額、所得税の減税だけでは不足するところにお金を交付するところありますけれども、こちらは税務会計課のほうで交付したほうに、もともと費用のほうだけを9月補正まで行っておりまして、6月と9月で行っていたものに充当しております。

○議長（岡山義廣君） ほかがございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入歳出の質疑を終わります。

続いて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正について質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 7ページの債務負担行為補正の漁業災害経営資金利子補給費とあるのですが、これ高水温被害、自然災害によって被害を受けた漁業者が経営の安定や再建のために借り入れた資金の利子負担を軽減するための補助金だと思いますが、この53万7,000円というのは私から見て少ないように見えるのだけれども、これは妥当な金額でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

この利子補給費の53万7,000円でございますが、野辺地町の漁業者が高水温によって被害を受けた

金額3,390万8,000円の2分の1、それに係数等を掛けた部分、それが利子補給費ということで、全体で53万7,000円という数字が出てきております。これは、5年間継続で利子補給していくということでございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡山義廣君） 日程第2、議案第56号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出及び債務負担行為の補正について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） おはようございます。それでは、議案第56号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,332万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,334万2,000円といたしました。

歳入の主なるものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、納付金額の確定により1,255万5,000円減額しました。同じく2節事務費繰入金は、主には給与改定に伴い126万8,000円の増額であります。同じく4節国保財政安定化支援事業繰入金は、令和7年度普通交付金から国保特別会計へ繰り出される財政需要額の精算により217万7,000円減額しております。5節及び6節につきましても、納付金額の確定に伴うそれぞれの増額であります。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。なお、各科目の給与等の人件費について

は、人事院勧告に伴うものの増額でありますので、申し訳ありませんが、説明は割愛させていただきます。

7ページをお願いします。1款総務費、1項1目一般管理費及び2項1目賦課徴収費の需用費については、国保システムの標準化に伴い、1項では限度額認定書等の専用用紙の購入で6万5,000円、2項では共通一括納付書等の購入のため3万円増額しております。

8ページをお願いします。下段の9款予備費は、主には3款国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う減額を含めた財源調整のため1,462万5,000円を減額しております。

3ページに戻りまして、第2表の債務負担行為ですが、国民健康保険税賦課用帳票印刷は、今年度中に契約を行い、令和8年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

以上、議案第56号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくご願いたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第3、議案第57号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第57号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,739万7,000円としました。なお、今回の補正は、歳入歳出ともに青森県人事委員会勧告に伴うも

のとなります。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款繰入金、1項1目1節事務費繰入金は、一般職員人件費分として31万円増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目2節給料から18節負担金、補助及び交付金までを合わせて31万円増額しております。

以上、議案第57号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡山義廣君） 日程第4、議案第58号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第58号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に2,701万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,367万9,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を273万5,000円を増額及び2項国庫補助金は総額268万1,000円を増額いたしました。

同じく4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、総額498万4,000円を増額いたしました。

6ページに参りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は285万8,000円、

2 項県補助金は計28万8,000円の増額となりました。

7 ページに参りまして、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、計491万6,000円の増額となっております。

これらは全て当初見込みより介護サービス及び介護予防サービスの利用見込みの増や給与改定などに基づくものであります。

9 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入を420万円増額いたしました。これは、昨年度、町地域包括支援センターの業務委託料について、厚生労働省から消費税が非課税である旨の通知があったことにより、過年度である令和4年、5年度の消費税分について過払い委託金として委託先に返還を求めておりましたが、このたび8月末に返還がありましたので、計上いたしました。

続いて、歳出についてご説明いたします。8 ページをお願いいたします。歳出予算全般について、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定などによる職員給与等の増減を計上しておりますが、各項目における説明は割愛いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12節委託料は202万円の増となりました。これは、本年度の税制改正に伴い、国から示されたシステム改修に伴うもののほか、令和8年度から全国でスタートする地方公共団体の基幹業務システムの標準化に係る介護保険料の通知と納付書の改正が必要になったためであります。

続きまして、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費及び次ページの2 項介護予防サービス等諸費と、下段の4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費については、利用人数が見込みより増加したなどのことから増額いたしました。

以上ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡山義廣君） 日程第5、議案第59号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

収益的収支及び資本的収支の補正について、建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 議案第59号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の支出は、1款1項営業費用の既決予定額2億5,140万5,000円を238万2,000円増額し、4項予備費に同額を減額し財源を調整いたします。

第3条、資本的収入及び支出の補正の支出は、1款4項工事負担金に200万円増額いたしました。

2ページをお願いいたします。第4条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっていることについて記載しております。

第5条、債務負担行為は、自家用電気工作物保安全管理業務委託、水道水質検査業務委託、中道地区配水管布設替詳細設計業務委託の3件であります。令和8年度当初から業務を開始する必要があり、令和7年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

補正の内容については、補正予算説明書で説明いたします。11ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出では、収入、1款2項2目他会計負担金20万5,000円は、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるもので、1款2項5目雑収益の減額で財源調整いたしました。

12ページをお願いいたします。支出では、1款1項4目の総経費は、青森県人事委員会勧告による人件費の給与等238万2,000円の増額となり、その財源を予備費で調整いたしました。

（2）、資本的収入及び支出の支出では、1款4項1目工事負担金は、野辺地橋改良工事に伴う負担金として200万円を増額いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号 野辺地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第6、議案第60号 野辺地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案第60号についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。議案第60号は、野辺地町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案であります。本条例案は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定める条例を国の基準に準じて制定するものです。

現在保育所を利用するためには、保護者が就労しているなど、保育の必要性の要件がありますが、こども誰でも通園制度は、それらの要件を必要とせず、6か月児から3歳未満児までを対象に、月一定時間まで柔軟に利用できる新たな通園制度となっており、令和8年度から全ての自治体で実施することになっております。町でも令和8年度から実施する予定としております。

また、事業者から事業の認可申請があった際には、本条例案を基に町が認可等を決定することになります。

それでは、本条例案の概要についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。本条例案は、3つの章で構成しています。第1章は総則で、第1条は条例の趣旨を定めています。

4ページをお願いいたします。第4条及び第5条は、事業者の最低基準や一般原則について規定しています。

5ページに参りまして、後段からの第2章は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、第6条から第19条までは通則として、非常災害時の対応、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認、事業所職員に関すること、虐待等の防止、衛生管理、事業所内部の規程、苦情への対応などを定めています。

13ページに参りまして、中段からの第21条から第25条までは、一般型乳児等通園支援事業に関する規定で、設備や職員の基準、支援の内容などを定めています。

19ページに参りまして、後段からの第26条及び第27条は、保育園などの空き定員を利用して実施

する余裕活用型乳児等通園支援事業に関する規定で、設備及び職員の基準などを定めています。

20ページに参りまして、後段の第3章は雑則となっております。

この条例は、公布の日から施行といたします。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日からの施行といたします。

以上、議案第60号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この制度なのですけれども、先ほどの説明で事業者から認可申請があった場合に認可をしてということだと思えます。認可申請する事業者がもし町内になければ、この制度を利用できる対象者が利用できないということになるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 町内で実施する事業者がない場合は、例えば近隣町村で実施している事業者を利用することもできます。また、今現在町内の保育園、保育所に実施するか意向確認をしているのですけれども、今のところ1か所が実施するという意向を示しております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第61号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

健康づくり課長の説明を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。議案第61号は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。本条例改正案は、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行による国基準の一部改正に伴い、関係する3つの条例を、国の基準に準じた改正を行うものであります。

それでは、主なる改正内容について新旧対照表でご説明いたします。28ページをお願いいたします。第1条関係は、野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

中段の第15条第1項第1号中の「この号及び1号において」を削ります。

下段の第23条の見出しを「掲示等」に改め、次のページの運営規程の掲示方法にインターネット等を利用した掲示方法を加えるための所要の改正を行います。

第25条の虐待等の禁止では、法改正に伴う引用条項の整理や虐待防止に係る規定の創設により、所要の改正をします。

下段の第2条関係は、野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第12条を法改正に伴い、引用条項の整理を行います。

30ページに参りまして、第17条は利用乳児及び職員の健康診断に関する規定ですが、第2項を国基準の改正に準じて、利用乳幼児が母子保健法に基づく健康診断を受診したときは、改めて健康診断を受診しないようにできる規定に改正するものです。

31ページに参りまして、第3条関係は、野辺地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第12条を法改正に伴い、引用条項の整理を行います。

この条例は、公布の日からの施行といたします。

以上、議案第61号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 29ページの新旧対照表の上から4段目、改正案のほうです。自動公衆送信という文言が書かれています。説明では、インターネットという説明がありましたけれども、公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うというこのシステムはどういったものなのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

説明ではインターネット等とお話ししましたが、例えばSNSとか、ラインですとか、そういったものも含まれる内容になります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第8、議案第62号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） おはようございます。議案第62号についてご説明申し上げます。

議案書33ページをお願いします。議案第62号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。青森県の取扱いに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。36ページをお願いします。上段の第1条関係は、本年12月に支給する期末手当に関する改正であります。改正前の支給割合「100分の170」を「100分の180」に改めます。

下段の第2条関係は、令和8年度以降に支給する期末手当に関する改正であります。改正前の支給割合「100分の180」を「100分の175」に改めます。

この改正により、年間の期末手当の支給割合は0.1月増の3.5月分となります。

なお、この改正条例の施行日等ではありますが、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規定の適用を令和7年12月1日からとします。また、第2条関係につきましては、施行日を令和8年

4月1日とします。

以上、議案第62号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第9、議案第63号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

議案書37ページをお願いします。議案第63号は、野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案であります。町長等特別職につきましても、議員と同様に青森県の取扱いに準じて期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。40ページをお願いします。上段の第1条関係は、本年12月に支給される期末手当に関しての一般職の職員の給与条例の読替規定の改正であります。改正前の支給割合「100分の170」を「100分の180」に改めます。

下段の第2条関係は、令和8年度以降に支給する期末手当に関しての読替規定の改正であります。改正前の支給割合「100分の180」を「100分の175」に改めます。

この改正により、年間の期末手当の支給割合は、先ほどの町議会議員と同様に0.1月増の3.5月分となります。

なお、この改正条例の施行日等ではありますが、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規

定の適用を令和7年12月1日からとします。また、第2条関係につきましては、施行日を令和8年4月1日とします。

以上、議案第63号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第64号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。議案第64号は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。青森県人事委員会勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため提案するものであります。

主な改正内容を新旧対照表でご説明いたします。59ページをお願いします。初めに、第1条関係であります。第16条第2項の職員の期末手当について、12月に支給する割合を「100分の127.5」とします。

また、同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に関しての第2項の読替規定であります。12月に支給する割合を「100分の72.5」と規定します。

60ページ上段の第17条の1第2項第1号の職員の勤勉手当について、12月に支給する上限額の割合を「100分の110.0」とします。

また、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の52.5」とします。

このページ下段から78ページまでは、行政職、医療職及び教育職の給料月額の改正となります。行政職では、大卒程度の初任給を1万2,000円、高卒程度の初任給を1万2,200円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引上げを行います。

78ページ中段をお願いします。第2条関係は、令和8年度以降に支給する職員の期末手当及び勤勉手当などに関する改正となります。先ほどご説明いたしました第1条関係では、期末手当及び勤勉手当とも6月と12月で異なる支給割合としましたが、これを平準化し、6月、12月ともに同率の支給割合に改めます。

まず、第16条第2項に規定する期末手当については、6月、12月とも「100分の126.25」に、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の読替規定については「100分の71.25」とします。

ページ下段から次のページにかけましての第17条の1第2項第1号に規定する勤勉手当の支給上限額については、6月、12月とも「100分の106.25」に、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の51.25」とします。

80ページをお願いします。こちらは、教育職給料表の備考の改正規定になります。(2)は、3級職員の給料月額への加算額を引き上げ、(3)は4級職員の加算額を新設するものになります。

以上が改正の主な内容となります。

57ページにお戻り願います。この改正条例の施行日等ではありますが、第1条関係は施行日を公布の日とし、改正後の規定の適用を令和7年4月1日からとします。また、第2条関係につきましては、教育職給料表備考の改正規定は令和8年1月1日、これ以外の規定は同年4月1日とします。

以上、議案第64号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第11、議案第65号 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案第65号についてご説明申し上げます。

議案書81ページをお願いいたします。議案第65号 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。全ての町立学校において学校運営協議会が設置されたことに伴う学校評議員の廃止及び教育委員会事務評価委員会の設置に伴う職名の改正を行うため提案するものであります。

主なる改正内容について新旧対照表でご説明いたします。84ページをお願いします。第1条は、目的及び適用範囲を規定したものでありますが、第24号を削り、第25号中「教育委員会事務評価委員」を「教育委員会事務評価委員会委員」に改め、同条第24号とし、同条第26号から第42号までを1号ずつ繰り上げます。

また、別表第1号表中の学校評議員の職名と報酬額を削り、「教育委員会事務評価委員」を「教育委員会事務評価委員会委員」に改めます。

この改正条例は、公布の日から施行となります。

議案第65号についてご説明申し上げました。ご審議のほどをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

◎議案第67号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案第66号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、日程第13、議案第67号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを一括議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書87ページから95ページまでの議案第66号及び議案第67号について一括してご説明いたします。

青森県市町村総合事務組合及び青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更をすることについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

91ページ及び95ページに双方の組合の規約変更に係る新旧対照表を掲載しております。いずれも別表から「黒石地区清掃施設組合」を削るものとなります。

なお、この規約変更の施行日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） この2件について一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号及び議案第67号2件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号及び議案第67号2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

◎議案第69号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

○議長（岡山義廣君） 日程第14、議案第68号 野辺地町教育委員会委員の任命の件、日程第15、議案第69号 野辺地町教育委員会委員の任命の件を一括議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、議案第68号と議案第69号は、野辺地町教育委員会委員の任命の件であります。

議案書97ページをお願いいたします。議案第68号でございます。次のページをお願いいたします。議案第68号であります。教育委員会委員の杉山道彦氏が令和7年8月23日をもって退任となったことから、新たに林亨氏を教育委員会委員に任命することについて議会のご同意をいただくものであります。林氏の略歴につきましては、99ページに掲載のとおりでございます。

続いて、議案書101ページをお願いいたします。議案第69号でございます。次のページをお願いいたします。議案第69号であります。現在教育委員会委員をお願いしております野坂幸子氏の任期が令和7年12月19日をもって満了となることから、新たに千葉信親氏を教育委員会委員に任命することについて議会のご同意をいただくものであります。千葉氏の略歴につきましては、102ページから103ページにかけて掲載しているとおりであります。

以上2名の任命につきまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、議案第68号及び議案第69号2件を一括して採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号及び議案第69号の2件は同意することに決定しました。

これから暫時休憩とします。55分まで15分間休憩します。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時55分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎発委第10号 野辺地町議会ハラスメント防止条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第16、発委第10号 野辺地町議会ハラスメント防止条例案を議題とします。

本案について趣旨説明を村中委員長に求めます。

村中玲子委員長。

○ハラスメント対策特別委員長（村中玲子君） 発委第10号 野辺地町議会ハラスメント防止条例案の趣旨説明を申し上げます。

ハラスメント対策特別委員会は、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第2項の規定によって、本条例案を提出いたします。

本委員会は、議員及び町職員に対しアンケート調査を行い、議員からのハラスメント事案があったと思われる実態があったこと、そして私たちは町民から負託を受け、高い倫理感と品位が求められる中、議長及び議員の責務を定め、議員によるハラスメント行為を根絶及び防止して、町民から信頼される議会の実現に資するため、本条例案を提案するものでございます。

議案書2ページをお願いします。第1条は、条例制定の目的を定めるものです。議員のハラスメント行為を防止することが町政の効率的運用に寄与し、公平公正で住民から信頼される議会の実現を目的としています。

第2条は、用語の定義を定めております。

4ページ、第3条は、議長の責務となり、日頃から議員によるハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、第7条に規定する事実関係の把握や防止策を講じなければならないことを規定しています。

5ページ目にかけて、第4条は、議員の責務となり、条文のとおりです。

第6条は、実態把握と研修等の実施について定めています。議長は、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、この条例の目的を達成するために、議員に対しハラスメントに関する必要な研修等を実施しなければならないことを規定しています。

6ページ、第7条は、議長はハラスメントに関する相談または申出があったとき、事実関係を把握するため、速やかに関係者から聞き取り調査等の確認を行うことを定めております。

第8条は、関係者からの聞き取りなどの結果、ハラスメントと認められる場合には、ハラスメント対策審議会を設置して、真相究明に当たることを定めております。

第9条は、議長は対策審議会の意見を聴き、ハラスメントを行った議員に必要な措置を講ずることを定めております。

第10条は、被害者のプライバシー保護について規定しております。

第11条は、条文のとおりです。

本条例の条文説明は以上のとおりとなりまして、こちらは公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。議員各位におかれましては、ご賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

◎議員のハラスメント防止に関する調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第17、議員のハラスメント防止に関する調査の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

村中玲子委員長。

○ハラスメント対策特別委員長（村中玲子君） ハラスメント対策特別委員会における調査の経過及び結果について、その概要をご報告申し上げます。

本委員会は、議員のハラスメント防止に関する事項を調査事項として、今日まで4回にわたり委員会を開催し、精力的かつ慎重に調査を進めてまいりました。

なお、第3回までの委員会の概要については、さきの定例会において中間報告を申し上げておりますので、今回は第4回の委員会の概要についてご報告申し上げます。

委員会は、10月27日に開催されました。委員5名が出席しました。案件は、議会ハラスメント対応方針についてです。

初めに、議会ハラスメント防止条例施行規程案について、委員間で協議を行い、条文を整理いたしました。主な内容としては、「ハラスメント事案に遭遇した場合の報告方法について」、「ハラスメント対策審議会の組織について」、「当事者間で和解されず、ハラスメント事案が確認された場合、当該議員の処遇を全員協議会で協議すること」、「当該議員に措置を講じた場合に、町公式ホームページに議員の氏名を公表」などを規定しております。

次に、議会ハラスメント対応方針として、議員によるハラスメント対応のマニュアル化を行い、議員間または議員から町職員等への対応フローとしてまとめました。

いずれも議長へ本案を提出しております。

以上が本委員会の経過であります。

議員のハラスメント防止・根絶に関する条例、規程、対応方針を検討いたしましたが、「議会及び議員の活動原則に倣い、責務として自発的にハラスメント行為を行わないよう意識すること」、「仮にハラスメント事案を起こした場合、自身の行動を見詰め直し、和解による解決を図ること」、「抑止力として、重大なハラスメント事案が起きた場合の議会の対応を明確化すること」が重要であります。

以上のとおり、本報告をもちまして本委員会の調査を終了させていただきたくお願い申し上げて、ご報告といたします。

○議長（岡山義廣君） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これをもって議員のハラスメント防止に関する調査を終了いたします。お疲れさまでした。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎動 議

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 何でしょうか。

マイクちょっと近づけてください。もうちょっと待ってください、今システムの準備中ですから。

〔「マイクなしで」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） では、マイクなしで大きい声で話をしてください。今暖房が入っていないから、静かな状態ですから。

○9番（野坂 充君） 執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める動議を提出します。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま9番、野坂 充君から、執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める動議が出されました。

この動議は、ほかに1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで日程の追加について、議会運営委員会で協議したいと思います。

暫時休憩します。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時25分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） 議会運営委員会での協議の結果、成立した動議が日程に追加されず、審議未了の廃案となることは議事機関として避けるべきであるとのことでした。

執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

◎執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める
動議

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケー

ト調査を求める動議を議題とします。

9番、野坂 充君に趣旨説明を求めます。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 統合小学校新築事業の町民アンケートに関する説明を行いたいと思います。

野村町長就任時の公約では、広く町民の声を聞いて、町民ファーストのコンパクトなまちづくりをするということでありましたが、統合小学校は58億円も事業費がかかるものでありますので、町民アンケートを実施して、広く町民の声を聞くべきと思いますので、提案いたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町民アンケートをするとした場合のその内容は、どういう内容でアンケートを取るのかという、アンケートの詳細まで決めていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今特別委員会等で審議されている内容を町民に広く周知した上で、アンケート調査を実施するべきだと私は思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） アンケートを求める機会というのは、もっと前にあったと思うのです。なぜ今になってアンケートを求めるのか、ちょっと理由が分からないというか、もっと早くこのアンケートを求めるべきではなかったのかなと思います。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 私は、前からこのアンケート調査の実施については、何回も町長に質問してあります。今発言しただけではありません。前からそういう要望はしていました。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） これまで教職員、PTA、保護者、そして議員の代表、地域の代表、そういう方々が毎月会議を開いて、23回も重ねてまいりました。そして、インターネットでも会議の様子は公表しています。私たち議会でも特別委員会をつくって、種々の説明を聞き、議論してきました。町民の中には、そういうのは何でもアンケートを取るのはいくないと、そういう声があります。議会の中で議論を尽くして、それを町民のほうに公表してくれればいいと、そういう声もありますので、私はこのアンケートは必要ないと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） これは、今質疑ですから、あなたが決めることではないので。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 代表者が様々話し合いを設けているということは分かりますが、全町民から

の意見というのは全く今まで聞かれていないということで、全町民からの声を聞く、それは大切なことだと思いますので、アンケートをするべきだと私は思います。

○議長（岡山義廣君） 1番、横浜睦成君。

○1番（横浜睦成君） ちょっと質問があります。

役場建設においては町民アンケートをやったと。では、統合小学校ではなぜやらないのか、その辺の違いというものを説明してもらいたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 今の横浜君の質疑は、町長からのそういう考えを聞きたいというふうなことでよろしいですか、参考意見ということでいいですか。

参考意見を聞きたいそうですから、町長の考えを話してください。

○町長（野村秀雄君） では、参考意見として申し上げます。

1期目の当選以来、令和3年から統合小学校については着手をしまっていました。その年は、馬門小学校において複式学級をまずは解消しようと、そして若葉小学校と統合後に野辺地小学校と統合しますよという話を令和3年、もう4年も前からその話はさせていただきまして、若葉小学校、野辺地小学校、その他父兄、それから町民に対して長い間説明を尽くしてまいったと思っております。

まして、先ほど高沢議員がおっしゃっていたように、検討委員会も毎月のように23回という、大変こんな委員会を開いたことないぐらいの数の委員会を開き、父兄、先生、そして子供たちからも意見を大変いただいております。

まして、議会からご議決をいただいて、今予算も通していただいて実施設計という段階に入っておりますので、今この期に及んで果たしてアンケートということがなじむのかどうかについて、私は疑問でございます。

○議長（岡山義廣君） 町長の今の発言に対しての意見は、ちょっと求められませんので、その辺を考慮した上で質疑してください。

何かほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず最初は、反対者のほうからの討論となります。討論ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、私はアンケート調査をすることには反対いたします。

理由は、大きく2つあります。まず1つ目は、町長の公約であります広く町民の意見を聞くということで、アンケートを実施するという文言、明確な公約はないことです。さらに、今回の統合小

学校の建設では、今までと違って検討委員会の傍聴もやりました。最初の頃は公民館の2階が会場だったのだけれども、そこに入りにくいと思われる方もおられるだろうということで、1階の和室にもモニターをつけて、1階の和室から2階の会議の様子が聞けるように、そういう配慮までしてくれました。また、そのときの検討委員会の会議の会議録や配付資料を全てホームページで公開しています。インスタグラムのSNSでも積極的に配信しております。町としては、これまでの新庁舎の建設とは違って、みんなの意見を聞こう、聞く環境を整えていこうという意味がすごく私は感じられておりました。また、2年以上前からこの検討委員会は立ち上がったのですが、その間町政座談会もやって、小学校の建設を案件として町から発表もしております。7月には小学生の声も聞いている。また、これからは保護者の声も聞く、そういう予定であります。これからも町民の声を聞く機会を持っていただくことを望んでおりますけれども、ここでアンケート調査をするという必要性はないのではないか、そう思っています。

もう一つは、アンケートの実施に関してです。新庁舎建設のときもアンケートされましたが、そのアンケートの内容について様々な批判も私は受けました。アンケート内容が誘導的にならないように、さらに分かりやすい説明になるように、しかしながら文面はあまり多くなく、そういうことがアンケート調査の内容をしっかりと決めるには、やっぱり議論も必要だし、アンケートするまでの時間がとてもかかると思うのです。そのかかることによって、今令和10年度供用を目指して進めている建設が長い期間ストップしてしまうと思います。現在の校舎の安全性を考えれば、一刻も早く建設を進めるべき、財源もクリアされております。

こういう大きな理由2つから、ここで町民アンケートを実施するということには反対いたします。○議長（岡山義廣君） アンケート対しての反対の討論がありましたから、次は賛成の討論に入ります。交互に行きますので。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

なぜ賛成かという、まず町民から多く質問を受けます。もう建設が決まっているのだべ、建てることになっているのだべという質問、これはまだ決定していないはずのところを町民が理解していない。お金がかなりかかるよねというのと言われるのですが、そういった細かい内容までしっかりと周知されていない。その周知の手段として、住民説明会などを実施されていないと私は認識しています。一部保護者等への説明等があったかと思いますが、それでは足りないと思います。

建設の財源についてですが、一部保護者から財源をもらうのではなくて、原子力立地給付金相当額という町民全体の財源を使うということから、保護者だけではなく、そういったところにその財源を充てていいのかという部分も含めて広く意見を聞く必要があると思っています。

先ほどアンケートを取ると計画が中断するとか時間がかかるという反対の理由もあったようですが、これはしっかりと時間をかけてやるべきこと。町の予算に匹敵するぐらいの財源を使うのですから、25年先まで地方債の償還、借金の返済が続くという点を考えても、今小学校に入る子供たちが卒業して働くときまで借金の返済が続く。そのときに働く世代がどれぐらいいるのかというところまで考えると、やはり多くの町民の意見を聞く必要があるという思いから、私はアンケート調査の実施を賛成いたします。

○議長（岡山義廣君） 次に、反対の討論ありますか。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 私は反対いたします。

アンケートに答えてくださいというふうに言われても、やっぱり町民は何を基準に判断したらいいか、教育のことをそんなに詳しく分からないと思います。今検討委員会でも本当に専門の方が一生懸命やったださって、アンケートに答えてくださいと言われても、受けたほうはどうしたらいいか分からないなと思いますので、私はこのアンケートには反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 次に、賛成の討論ありますか。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私は、アンケートを取るのに賛成いたします。

先ほども申しましたように、一通りやったからこれでいいのだけではなくて、実際町民全員からの意見はまだ聞かれていない。やはり反対、賛成、全員の町民から意見を聞くべきだと私は思うので、アンケートを取るべきだと思います。

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

執行部に対し、統合小学校新築事業に関して、町民アンケート調査を求める動議は本件のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立少数です。

したがって、本動議は否決されました。

以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

◎発言の取消し

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 12月3日、おとといの北部上北広域事務組合議会の報告の件で発言の削除

を求めたいと思います。

内容は、私が一般質問したという内容を報告いたしましたけれども、北部上北広域事務組合議会の議案の内容と離れているということで、この部分、一般質問した内容について削除を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岡山義廣君） ただいま赤垣君から、12月3日の会議における発言について、会議規則第60条の規定によって、一般質問の部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、赤垣君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎行政報告及び挨拶

○議長（岡山義廣君） 以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（野村秀雄君） 本定例会の閉会に当たりまして、議長からお許しをいただきましたので、一言お願いとご挨拶を申し上げます。

初めに、お願い申し上げますのは、国及び青森県の補正予算成立に伴う関係予算の専決処分についてであります。報道にもありますとおり、国の令和7年度補正予算（第1号）が11月28日に閣議決定され、12月8日から国会で審議される見込みとなっております。この補正予算には、物価高対応子育て応援手当の支給が盛り込まれており、国からは補正予算が成立した場合に備え、地方においても早期に予算化し、できる限り早期に支給できるよう準備を進めてほしい旨の連絡が届いております。

また、11月28日に青森県の補正予算の内容も発表され、その中には生活困窮者への灯油購入費を助成する事業などが盛り込まれ、福祉灯油事業を行う市町村に対し費用の半額を補助する内容となっており、この事業は灯油を消費する時期に効果的に実施する必要があります。

これら国、県の補正予算が成立した場合には、経済対策の施策を早急に講じる必要があることから、関係する町の補正予算について専決処分により対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、令和7年度の各会計の補正予算をはじめ、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。頂戴いたしましたご意見、ご提案などにつきましては、その対応に留意し、今後の町政運営に取り組んでまいりた

いと考えております。

12月に入り、寒さがいよいよ増す季節となりました。議員皆様におかれましては、くれぐれもご自愛の上、引き続き町政発展のため、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和7年第5回野辺地町議会定例会を閉会します。

（午前11時47分）